

## 資料 1

# 農畜水産物監視指導計画の見直しについて

2022|2|3 農林水産部農産物安全・流通課

農畜水産物監視指導計画の見直しについてご意見をお願いいたします。

三重県では、「食の安全・安心確保基本方針」に基づき、具体的な取組を「行動計画」として毎年度策定しています。その実施した施策等の状況について「年次報告書」にとりまとめています。この「行動計画」の中から、生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を抽出して、以下の2つの計画を立てています。

- |  |
|--|
| ① 食品監視指導計画 ~安全な食品が提供されるために~            |
| ② 農畜水産物安全確保監視指導計画 ~生産段階から安全性が確保されるために~ |

今回の検討いただきたい内容は、②農畜水産物安全確保監視指導計画です。

### ○②農畜水産物安全確保監視指導計画・実績の状況

- ・②農畜水産物安全確保監視指導実績の推移は別紙のとおり。
- ・違反件数はゼロで推移しています。また、これらの立入調査は、関連法令の周知という目的もあり、業者に任意で協力いただいています。任意で協力いただくことで、業者に一定時間対応いただく必要があり、ご負担をいただいているところです。
- ・また、米トレーサビリティ法については、施行後10年以上たち、周知の目的は達せられています。また、米トレーサビリティ法と食糧法に関する米穀業者については、県への届出義務がなく把握ができない状況にあります。

### ○農林水産省の動き

- ・農林水産省では、これまで食品表示の適正化の適切な実施に向けて取り組んできました。その結果、関連制度の周知が進み、違反件数や指導件数も減少するなど、その遵守状況が改善していることから、今後の米穀流通・食品表示にかかる監視業務については、引き続き確実な対応が求められる疑義事案等への対応に2022年秋から集中するための組織再編を行っています。
- ・疑義の収集については、公益通報者、表示110番のほか、科学的分析(DNA)から情報を得ます。

### ○農林水産省の動きに合わせて、下記のとおり変更を提案します。

- ・①食品監視指導計画(医療保健部)は、これまでどおり、引き続き実施します。
- ・②農畜水産物安全確保監視指導計画の監視指導について、巡回調査という任意の調査から、疑義事案等に基づく法的な立入検査とすることで、より効果的な実施体制とします。
- ・②農畜水産物安全確保監視指導計画は、疑義事案対応とは馴染まないことから廃止します。
- ・廃止される②農畜水産物安全確保監視指導計画の内容については、「行動計画」に掲載することで、監視指導体制と取組内容を明確にします。また、監視指導実績については、「年次報告書」に掲載することで、監視指導の実施に関する情報の公開・提供を行います。
- ・これら「行動計画」及び「年次報告書」は、「食の安全・安心確保のための検討会議」で、審議いただくことで県民の意見を反映いたします。
- ・監視指導の結果、迅速な公開・提供が必要な案件に関しては、HP等を活用して公開・提供を迅速に行います。